

ごみの野焼きは法律で禁止されています

野焼きの例外

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。

また、野焼きで発生した焼却灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

令和4年度
境警察署管内における
野焼き検挙件数
2件



野焼きの例外としては、次の6項目があります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為
(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為

※廃じ二ールの焼却は不可
※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であつて軽微なもの
(落ち葉たき等)

※一般家庭から出る生活ごみは不可
これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

○お問い合わせ
生活安全課 ぐらし環境G
☎(84)3618 (直通)

浄化槽は点検・清掃・検査が必要です

浄化槽は、機能を十分に発揮するために定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律で実施が義務付けられています。

適切な維持管理と法定検査を行い、浄化槽の正しい利用にご協力をお願いします。

・保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにします。

10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3〜4回行う必要があります。県登録の保守点検業者に委託してください。

・清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

・法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に行い、その後は毎年1回行う必要が

あります。

県指定検査機関である茨城県水質保全協会に申込みをしてください。

茨城県水質保全協会

☎029(291)4000

・一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または茨城県水質保全協会にお申し込みください。

・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換で、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。

身近な水環境保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

○お問い合わせ

茨城県生活環境部環境対策課
☎029(301)2966
生活安全課 ぐらし環境G
☎(84)3618 (直通)